資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金八十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月十五日

掲載頁　三十四頁（号外第一五八号）

平成二十六年十月二十八日

東京都中央区日本橋一丁目二番二号親和ビル七階

株式会社ＪＡＲＡ

代表取締役　北島　宗尚

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百十四億四千五百三十八万八千百十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十六年六月三十日

掲載頁　二頁

平成二十六年十月二十八日

東京都渋谷区神宮前四丁目二五番一五号

ラルフローレン株式会社

代表取締役　ハワード・スミス

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千百万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年十月二十八日

神奈川県小田原市曽我別所七九三番地の八

有限会社菅本建設

代表取締役　菅本チヱ子

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年十一月十二日を基準日と定め、同日十六時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年十一月二十八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年十月二十八日

福島県いわき市南台三丁目一番地九

鶴見鋼管株式会社

代表取締役　近藤　哲己

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年十一月十二日を基準日と定め、同日午後十二時現在の株主名簿上の株主をもって、普通株式一株に対し、第一種優先株式十九株を与える無償割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年十月二十八日

東京都港区三田三丁目七番一八号

新日本観光株式会社

代表取締役　木村　利廣

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年十一月十二日を基準日と定め、同日午後十二時現在の株主名簿上の株主をもって、普通株式一株に対し、第一種優先株式十九株を与える無償割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年十月二十八日

東京都港区三田三丁目七番一八号

ジャパンフードマネジメント株式会社

代表取締役　木村　利廣

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十一月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十月二十八日

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字杉ノ木一六番地一

東郷運輸株式会社

代表取締役　三浦　勝

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十一月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十月二十八日

愛知県名古屋市東区東桜二丁目三番七号

東カン名古屋キャステール一階

オートトレーディングルフトジャパン株式会社

代表取締役　南原　竜樹

合併につき株券等提出公告

当社は、高砂工業株式会社（本店所在地岐阜県土岐市駄知町二三二一番地の二）と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券（新株予約権証券、新株予約権付社債券を含む）を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十月二十八日

岐阜県瑞浪市釜戸町一二二〇番地

高砂タイル株式会社

代表取締役　鈴木　達也

合併につき株券等提出公告

当社は、第一不動産株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十月二十八日

広島県東広島市西条土与丸一丁目五番七号

株式会社泉興産

代表取締役　景山　豊

限定承認公告

本籍京都府舞鶴市字和江五二六番地、最後の住所東京都港区赤坂八丁目一二番一三号サツキハイツ三〇四　被相続人　亡　加藤　澄子

右被相続人は平成二十六年二月二十七日死亡し、その相続人は平成二十六年十月十五日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十八日

京都府宮津市字皆原二二九番地

限定承認者　三宅　道子

限定承認公告

本籍奈良県大和高田市大字大谷三二〇番地一七、最後の住所奈良県大和高田市大字大谷三二〇番地一七　被相続人　亡　川本　幸男

右被相続人は、推定平成二十六年五月十一日から十五日に死亡し、その相続人は平成二十六年十月九日奈良家庭裁判所葛城支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二十八日

和歌山県海南市下津町上二九四番地の二

相続財産管理人　川本　晃紀

大阪市天王寺区上本町六丁目三番三一号

うえほんまちハイハイタウン一三〇三号

松井隆雄法律事務所

右代理人弁護士　松井　隆雄

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である黒川修次、栗橋寿が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十月二十八日

東京都品川区北品川一丁目一六番八号船清ビル三階

IMPACT DESIGN, INC.

日本における代表者　栗橋　寿

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年十一月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十六年十月二十八日

大阪市中央区大手前一丁目七番三一号

京阪電鉄不動産株式会社

代表取締役　三浦　達也

正誤

ページ	段	行	誤	正
三	四	一〇（終りから）	制定する	制定する。
七上	二	（平成二十一	（平成二十一年	
一二三	二	（終りから）	鳥取県宍来市田	鳥取県宍来市田
			鷲町575番地	鷲町575番地

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月二十八日付第二三八号
四月二十五日付衆会第二一

九六ページ●同日付政府調達第二〇二号二四ページ●
号一六〇ページ

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）